様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　２０２５年３月１８日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）えんえんこんさるてぃんぐ  一般事業主の氏名又は名称 縁円コンサルティング  （ふりがな）  （法人の場合）代表者の氏名  住所　〒485-0013  愛知県小牧市新町二丁目１１９番地　ブランドール２０１号  法人番号  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 縁円の考えるＤＸ戦略  人の縁をデジタルで繋ぎます | | 公表日 | 令和７年２月１日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | https://www.en-en.biz/#2  「経営ビジョン・ビジネスモデルの策定」 | | 記載内容抜粋 | 私たち縁円コンサルティングは、長年にわたる数々の事業会社での就業経験で培った事業価値創造（ビジネスモデル）のポイントを踏まえ、  １．特に中小企業の経営者の皆様に寄り添って、伴走コンサルティングしながら企業・事業を取り巻く諸問題の本質的な解決に向けてご支援を行います  ２．クライアント企業の企業文化を尊重し、従業員様を置き去りにせず現場を巻き込みながら事業／業務のＤＸ化を主導し変革マネジメントを推進します  ３．問題解決の先に、クラウド環境やＤＸツールなど、昨今急速に普及し比較的安価で調達可能なデジタル技術を事業に積極的に適用・導入し、社会変革を先取りしたクライアント企業様の事業価値創造をご提案します | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 個人事業主のため、代表者が自ら策定して記載 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 縁円の考えるＤＸ戦略  人の縁をデジタルで繋ぎます | | 公表日 | 令和７年２月１日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | https://www.en-en.biz/#2  「縁円コンサルティングのＤＸ戦略」 | | 記載内容抜粋 | 改めて、30年に亘る「ＤＸによる事業／業務改革」戦略をまとめると次項のようになると考えます。  １．「事業／業務ＤＸ化の本質」とは、人を介在させない「データの流れ」を設計・制御すること、ですので、この本質を外すことの無いようにサービスを実施してまいります  ２．自事業である経営コンサルティングに使用するマーケットや顧客行動などのデータ調査・分析・予測に積極的に生成ＡＩと機械学習を活用し、プロセスの自動化を推し進め効率的な事業オペレーションを開発いたします  ３．自事業のＤＸ化の流れで習得した事業／業務効率化に有用な外部ＤＸツールなどをクライアント先に紹介するなど、事業／業務改革のご提案を通じたクライアント先の支援を継続的に行い、クライアント先の事業価値創造に貢献いたします | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 個人事業主のため、代表者が自ら策定して記載 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 縁円の考えるＤＸ戦略 　人の縁をデジタルで繋ぎます　https://www.en-en.biz/#2  「組織づくり、デジタル人材の育成・確保」 | | 記載内容抜粋 | １．特にSNSで頻繁に発信されている最新ＡＩの動向や自動化の応用例など、無料もしくは安価で入手可能な多量の情報の中から有益な情報を厳選、積極的に習得・活用し、自事業の効率的な推進に応用します  ２．外部の展示会・見本市への積極的な参加をいたします。ネット検索は情報収集手段としては有用ですがどうしても情報が偏りますので、リアルで開催される展示会・見本市に足を運び、展示の傾向なども見ることでトレンドも把握できると考えます  ３．今後人口減少時代に突入し今後は人材採用が難しくなる社会において、中小企業の経営者にとって事業／業務を担う人の課題解決にはＤＸ化によるプロセス変革の処方箋が必須であることを積極的に発信、啓蒙していきます  ４．自事業として情報処理技術者（代表）の直下にＤＸ戦略推進チームを組成し、自事業のＤＸ戦略の効率的かつ強力な推進体制を構築いたします  ５．外部の専門家（他のＤＸ認定事業者様、中小企業診断士の先生方、ＤＸコンサルの方、等）とのパートナーシップを通じて連携し、今よりも一歩でも進んだ知識ノウハウの習得と実践に努めます  ６．「システム化」という言葉に何となく忌避感をもつ事業会社様、経営者様、従業員様も未だ多い実態も鑑み、業務の進め方として、特に人が受け持つ役割の変化に寄り添ったご支援を丁寧に行います |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 縁円の考えるＤＸ戦略　人の縁をデジタルで繋ぎます  https://www.en-en.biz/#2  「ITシステム・サイバーセキュリティ」 | | 記載内容抜粋 | １．自事業においては、とかく散逸しがちだった顧客データと提供資料／作成資料、議事録などの各ドキュメントデータを、ノーコードプラットフォーム（採用システムは非公開）を中心として統合管理する仕組みを構築し、運用開始しました  ２．さらに上記ノーコードプラットフォームに、オフィススイートであるGoogle Workspaceで作成したドキュメント、Zoom、Slackといった各ツールと生成ＡＩを統合し、業務プロセスの自動化と最適化を図ってまいります  ３．クライアント先への情報提供についてはPDF化やGoogle Driveによる適切なアクセスコントロールの設定を行い、一定のセキュリティを維持します  ４．昨今進展が著しい生成ＡＩについては、調査や図式化、資料の作成など目的に応じて使い分けを行っています  ５．サイバーセキュリティリスクとして最優先に守るべき情報を「顧客データ」と設定し、リスク対応の計画の策定と設定を常に見直しするなどクライアント様の信頼を維持します |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 縁円の考えるＤＸ戦略  人の縁をデジタルで繋ぎます | | 公表日 | 令和７年２月１日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | https://www.en-en.biz/#2  「成果指標の設定・ＤＸ戦略の見直し」 | | 記載内容抜粋 | 計測可能な下記をＤＸ戦略への取組みに対する効果測定指標（ＫＰＩ）として設定するとともに、常にプロセス改善いたします。  １．クライアント毎の契約継続月数：  縁円コンサルティングがご提供するコンサルティングサービスの満足度を測る指標。契約継続月数が多いほど、そのクライアント様の経営課題を広く深く理解することが出来、結果的にクライアント様の企業価値向上に資するご提案が出来ることになります。また、縁円コンサルティングとしても売上という財務成果（ＫＧＩ）に結びつく指標でもあります  ２．クライアントの所在地（都道府県）の拡大：  縁円コンサルティングがご提供するコンサルティングサービスについて、当然現地で直接コミュニケーションを取ることは最重要ですが、自事業のリソース有効的活用の観点から、より多くの地域の企業様に認知していただき、オンラインでのミーティングも頻度高く実施してまいります  ３．毎月のノーコードプラットフォームデータベースへの登録数の伸び率：  パフォーマンスの指標として、管理するノーコードプラットフォーム内データベースのエントリ数の伸び率を計測します。これにより毎月の稼働の効率性を見ることが出来、改善点などの洗い出しが可能になります |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 令和７年２月１日 | | 発信方法 | 縁円の考えるＤＸ戦略　人の縁をデジタルで繋ぎます  https://www.en-en.biz/#2  「はじめまして！」 | | 発信内容 | 私たち縁円コンサルティングは、中小企業の経営者の皆様にとって、より良いパートナーとして活用いただきたいとの思いからスタートしました。  私たちは、長年にわたる数々の事業会社での就業経験で培った事業価値創造（ビジネスモデル）のポイントを踏まえ、  特に中小企業の経営者の皆様に寄り添って、伴走コンサルティングしながら企業・事業を取り巻く諸問題の本質的な解決に向けてご支援を行ってまいります。  また、ＤＸ戦略をはじめとする縁円コンサルティングの取組についてはこちらのホームページに逐次記載していきます。  縁円コンサルティングは、いただいた「ご縁」を大切に、少しでも価値のあるご提案をしてまいります。  令和７年２月１日  縁円コンサルティング  代表　佐治公敏 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 令和６年１１月頃　～　令和７年２月頃 | | 実施内容 | IPAのサイトよりダウンロードした『DX推進指標」自己診断 フォーマットver2.4』に入力を行い、課題の把握を行ったうえ、入力サイトから提出しました。  受付番号：202502AH00001013 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 令和６年１１月頃　～　現在継続中 | | 実施内容 | 自事業は情報セキュリティ基本方針を策定し、  https://www.en-en.biz/#8  SECURITY ACTION精度に基づき自己宣言（二つ星）を実施しています。  自己宣言ID：41035935309 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。